

第2次草津市自転車安全安心利用促進計画について

□計画の位置づけ

交通事故に占める自転車事故の割合や自転車盗難の発生件数が高い水準で推移している背景から、「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」のもと、自転車の安全で安心な利用の促進を図るための計画としてH28年3月に策定。

その後、国の自転車活用推進法がH29年5月1日に施行され、R2年の見直しの際に、法で市区町村の努力義務と定められる「市町村自転車活用推進計画」に位置付けたもの。

【参考】自転車活用推進法 第三章 自転車活用推進計画等

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

■国・県・市の計画期間

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
国			有識者会議 ●安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定(H28.7)	第1次自転車活用推進計画		有識者会議 R2年9月～	第2次自転車活用推進計画(5年) 安全で快適な自転車利用●環境創出ガイドラインの改定(R6.6)					有識者会議 R7年3月～	第3次計画
県					滋賀県自転車活用推進計画(4年)			第2次滋賀県自転車活用推進計画(4年)				第3次計画	
市	委員会	草津市自転車安全安心利用促進計画(11年(R6に計画期間を1年延伸)) ※R2に見直し										委員会	第2次計画

■市の予定

	R7年度	令和8年度											
	～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事務局	関連計画との整合性の整理												
	アンケート結果の分析												
	次期計画取組案の整理												
	次期計画案の作成・修正												
	パブリックコメントの実施												
委員会	委員改選												
	次期計画方針の検討												
	次期計画策定支援業務委託												
	現計画の評価												
	次期計画案の確認												
議会	次期計画の策定												
	策定方針												
	中間報告、パブコメ実施報告												
	パブコメ結果報告、計画確定												

[市自転車委員会の審議予定]

令和8年度

第1回(6月頃) 現計画の評価、次期計画の考え方等

第2回(8月頃) 骨子案の確認等

————— 10月委員改選 —————

第3回(10月頃) 計画素案の確認等

第4回(12月頃) 計画案の確認、パブコメの実施等